

令和7年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和7年度独立行政法人日本学術振興会調達等合理化計画（以下「計画」という。）を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

- (1) 振興会における令和6年度の調達実施状況は表1の通りであり、調達実施件数は63件、契約金額は24.0億円である。その内、競争性のある契約は49件(77.8%)、23.4億円(97.7%)、競争性のない随意契約は14件(22.2%)、0.6億円(2.3%)となっている。

競争性のある契約は9件増で、新規で一般競争入札を行った科研費関連システムのコンサル契約（約2.3億円）や、更新時期を迎えたことにより一般競争入札を行った特別研究員採用者支援システム契約（約3億円）に加え、契約期間の関係上令和5年度には計上されていなかった例年随意契約事前確認公募で行っているシステムのカスタマイズや改造（令和6年度は3件で約8.6億円）が計上されたこともあり、金額は約12.5億円増となった。競争性のある契約のうち、「企画競争・公募」は随意契約事前確認公募12件及び企画競争1件の13件であり、2件増であった。

競争性のない随意契約14件の内訳は、一般競争入札が不調に終わったために価格交渉の上随意契約したもの1件、参列者に対するセキュリティ等の関係から当該者でしか実施できないもの5件、事業内容等の関係から当該支援拠点でしか実施できないもの1件、振興会職員の人間ドックを継続して同一の機関で実施することが重要であり競争に付することが不利と認められるもの1件、文部科学省から選任された相手方と契約したもの1件、官報掲載手続きにあたり指定された相手方と契約したもの1件、ファームウェアの脆弱性に対する対応で緊急案件のため競争に付することができなかったもの1件、製作者からの直接販売に限定されるため競争の余地のないもの2件、その他科学ニュース配信提供者からの直接契約に限定されるため競争の余地のないもの1件であり、いずれも業者が一者に限定されているものである。

表1 令和6年度の振興会の調達全体像

		令和5年度		令和6年度		比較増△減及び前年度比	
競争入札等(a)	件数	29件	58.0%	36件	57.1%	7件	1.24倍
	金額	5.9億円	52.2%	10.9億円	45.6%	5.0億円	1.85倍
企画競争・公募(b)	件数	11件	22.0%	13件	20.6%	2件	1.18倍
	金額	5.0億円	44.2%	12.5億円	52.1%	7.5億円	2.50倍
競争性のある契約 (c) = (a)+(b)	件数	40件	80.0%	49件	77.8%	9件	1.23倍
	金額	10.9億円	96.5%	23.4億円	97.7%	12.5億円	2.15倍
競争性のない随 意契約(d)	件数	10件	20.0%	14件	22.2%	4件	1.40倍
	金額	0.4億円	3.5%	0.6億円	2.3%	0.2億円	1.39倍

合計 (c)+(d)	件数	50 件	-	63 件	-	13 件	1.26 倍
	金額	11.3 億円	-	24.0 億円	-	12.7 億円	2.12 倍

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 比較増△減及び前年度比は、令和6年度の対令和5年度比である。

(2) 振興会における令和6年度の一者応札・応募については、表2の通りである。一者応札の23件には、随意契約事前確認公募を実施した12件（競争性のある契約）を含むため、一般競争入札の結果、最終的に一者応札となった案件数としては、11件となった。当該11件について一者応札・応募となった主な理由は、受注してもリソースを割けないと業者が判断したと考えられるもの（1件、0.72億円）、応札しても受注見込みがない及び受注してもリソースを割けないと業者が判断したと考えられるもの（3件、3.04億円）、応札しても受注見込みがないと業者が判断したと考えられるもの（1件、0.10億円）、仕様要件が厳しかった及び応札しても受注見込みがないと業者が判断したと考えられるもの（1件、0.92億円）、入札時期的に入札準備にリソースを割けないと業者が判断したと考えられるもの（5件、1.49億円）である。

表2 振興会の一者応札・応募状況

		令和5年度		令和6年度		比較増減	
二者以上	件数	25 件	62.5%	26 件	53.1%	1 件	1.04 倍
	金額	5.7 億円	52.3%	5.0 億円	21.3%	△0.7 億円	0.88 倍
一 者	件数	15 件	37.5%	23 件	46.9%	8 件	1.53 倍
	金額	5.2 億円	47.7%	18.4 億円	78.7%	13.2 億円	3.54 倍
合 計	件数	40 件	-	49 件	-	9 件	1.23 倍
	金額	10.9 億円	-	23.4 億円	-	12.5 億円	2.15 倍

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減及び前年度比は、令和6年度の対令和5年度比である。

(注4) 令和5年度の一者応札欄の件数及び金額は、随意契約事前確認公募を実施した8件（3.3億円）を含む。令和6年度の一者応札欄の件数及び金額は、随意契約事前確認公募を実施した12件（12.1億円）を含む。

2. 重点的に取り組む分野

重点的に取り組む分野としては、以下の取組を行う。

(1) 一者応札・応募改善にかかる取組

一者応札・応募の改善にかかる取組については、これまで入札公告期間の20日以上での運用（公告期間の長期化）、他機関の調達ホームページとの相互リンク（公告の手段の多様化）、入札説明書（仕様書）の電子配布（入札手続きの簡素化）や競争を妨げる過度な仕様書としないほか、複数年度契約の拡大や、一者応札となった場合に公告期間の延長、仕様書の見直し等による調達のやり直し、担当課や業者へのヒアリングを行うなど様々な取組を行ってきた。

令和7年度においては、これらの取組の効果の検証を行いつつ、引き続き積極的かつ柔軟に一者応札・応募改善を行う。また、取引先業者拡大に向けて、本会とこれまで取引のなかった業者を含めた複数の業者への入札情報の提供等についても引き続き行う。

【評価指標：一者応札・応募の改善についての取組状況、入札情報の広範囲化についての取組状況】

(2) 契約方法等の見直しによる経費節減及び業務の効率化の推進

データベース・システムについては、中長期的なシステム最適化を見据えつつ、コンサルタントとともにデータベース・システムの更改に向けた各要件の定義及び調達に向けた準備を実施する。

また、契約方法等の見直しにより経費節減や業務の効率化が見込まれるものについて検討し、可能な取組があれば実施する。

【評価指標：経費節減及び業務の効率化に関する取組状況、効果】

3. 調達に関するガバナンスの徹底

調達に関するガバナンスの徹底については、以下の取組を行う。

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件及び引き続き随意契約を締結している案件について、調達等合理化検証・検討チーム（総括責任者は総務担当理事）において、独立行政法人日本学術振興会会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性の観点から点検を実施する。実施した内容は、必要に応じて事業を遂行する部署に開示を行い、競争参加者の排除につながる要因の解消を目指す。

履行できる者が一者しかないとして随意契約するものについては、他に競争参加者がいないことを確認し、随意契約の透明性を高めるための手続きである「随意契約事前確認公募」を引き続き積極的に実施することにより、随意契約の透明性、公正性を高める。

【評価指標：調達等合理化検証・検討チームによる新規・継続随意契約案件の点検実施（実施率 100%）、随意契約事前確認公募の実施状況】

(2) 不祥事の発生の未然防止のための取組

振興会の発注事務は、不正防止と法人の事業の円滑で効率的な遂行を両立させるため、発注する品目、数量、金額、その他必要となる事項を記載した購入依頼書を予め契約担当部署に提出し承認を受けてから発注する体制をとっている。納品検収業務についても、発注者以外の検査職員が書面照合及び現物確認による検収を行った後、当該物品を使用する担当職員が書面照合及び現物確認をする相互牽制体制を原則としている。

令和7年度においては、これらの手続きが適切に実施されるよう各部課の会計手続きに携わる職員を対象とした研修（e-ラーニング）を引き続き実施する。実施にあたっては、より理解を深めるための内容の更新を検討していくとともに、複数回の受講案内を引き続き定期的かつ個別に行う等により、各課の職員が早期に漏れなくまた年間を通じて受講できるようにする。

また、不祥事は職員と取引業者間の共謀で起こる事例が多いことに鑑み、日頃、業者と接触する機会が多い会計課契約担当職員に対し、引き続き「物品等調達事務に従事する者の留意事項」を配布し不正経理の防止に努めるとともに、公正取引委員会のホームページに掲載されている入札談合等関与行為防止法に係る研修用動画を会計課契約担当職員の研修教材として活用する。

【評価指標：e-ラーニングによる振興会職員の研修の実施・受講状況、研修教材の更新状況、会計課契約担当職員の研修用動画活用状況】

(3) 適切な予定価格の設定及び情報システム調達の仕様書案の検証について

予定価格については、振興会における過去の同一役務等の調達実績、市場価格や他機関における契約実績、公的機関や市販の公表資料による積算情報など可能な限り幅広く収集し、それらを踏まえ適切に設定する。特に、情報システムの開発、改修、保守・運用等の調達のように、調達実績等により予定価格の積算が困難な場合は、CIO（情報化統括責任者）補佐官において、目的・使途と仕様の審査や開発コスト等の妥当性の検証を行い、それらの結果を予定価格に反映させる。

さらに、情報システム開発、改修、保守・運用等の調達に際しては、情報セキュリティ、サプライチェーンリスク、競争性の担保等、様々な留意事項があるため、仕様書記載事項の妥当性についてもCIO補佐官の検証を仕様書に反映させる。

【評価指標：調達実績、市場価格等の予定価格への反映状況、情報システム調達の予定価格設定や仕様書案作成に際してのCIO補佐官等専門家の活用状況（予定価格設定へのCIO補佐官活用率 100%）】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、主務大臣にその結果を報告し、評価を受ける。主務大臣による評価結果をその後の計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 調達等合理化の推進体制

(1) 推進体制

計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする調達等合理化検証・検討チームにより調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者 総務担当理事

副総括責任者 総務部長

メンバー 総務部会計課長、総務部会計課契約・経理室長、総務部総務課長、その他総括責任者が指名する職員

(2) 監査・研究公正室の機能

監査・研究公正室は調達等合理化検証・検討チームに意見を述べることができる。

(3) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、独立行政法人日本学術振興会契約監視委員会規程第2条の規定に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

計画及び自己評価結果等については、振興会のホームページにて公表する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、計画の改定を行う。

以上